

東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部

2020年1月15日発行

第15号(通巻第143号)

発行者: 星山 圭 編集者: 教育・広報部

JR東日本労働組合 第7回中央委員会



とき: 2020年2月8日(土)
12時00分より
ところ: ホテルラングウッド

現場社員の声を聞くように強く求める

申3号 2019年度「システムチェンジ・コストダウン計画」 びゅうプラザの業務運営体制の見直しに対する申し入れ団体交渉

新潟地本は12月18日に、申3号・2019年度「システムチェンジ・コストダウン計画」びゅうプラザの業務運営体制の見直しに対する申し入れの団体交渉を行いました。
「検討していく」「調整をしていく」という内容が多く時期尚早ではないかと指摘し、そこで働いている現場の社員の声を聴くよう求めました。
現在も本部・本社間で継続議論されている「駅」の改革と新たな顧客接点創り(旅行業部門の今後の方向性)と今回の提案との関係について質しました。
支社側は、店舗移管・閉鎖の方向性はこれまでと変わらず、今回は駅の変革を踏まえ、考慮した中で決定したと回答しました。
交渉団は、長岡は閉鎖、新潟は移管とした今回の施策は「駅の変革」ありきで提案されているのではないかと質しました。
支社側は、施策ありきで進んでいる訳ではなくJR本社、びゅうトラベルサービス(以下VTS)、支社で、顧客接点創りのイメージとして「集う場所づくり」を考え検討しながら進めているとしました。



その上で、今後は旅行業だけでなく、駅業務も含め変革2027に照らし駅の変革に基づいた施策を進めていくとしました。
びゅうプラザ新潟駅を今年3月31日でVTSへ移管とした根拠を明らかにするよう求めました。
支社側は、2014年の観光流動創造イノベーションで運営を移管する方向性が示されていて、当初から移管することになっていたとしました。
びゅうプラザ新潟駅の要員数を質すと支社側は、標準数34に対し現在社員数は20だとしました。
要員は足りているという認識なのか質すと支社側は、標準数割れている認識はあり、回っているとは言えないが店舗運営をしてもらっていると回答し、移管以降の要員数はVTSが決めるとしている中で不安を残す実態が明らかになりました。
びゅうプラザ長岡駅を廃止する理由を明らかにするよう求めると支社側



は、2年間のオンライン実績は微量かもしれないが今後を見据えて決定したとしました。
店舗がなくなる中で、どのように商品を知ることが出来るのか質すと支社側は、旅行サイトや宿の口コミを見てダイナミックルールパスの申し込みと窓口、旅行相談も出来る窓口があることが強みであり、オンラインだけでやることは準備がないと厳しく指摘しました。
交渉団は、切符だけ売れる窓口、旅行相談も出来る窓口があることが強みであり、オンラインだけでやることは準備がないと厳しく指摘しました。

申12号で解明を申し入れ
ワンマン運転拡大について
具体的な内容を求める

昨年7月以降、「ワンマン」の拡大に関する申し入れが、新潟支社において実施時期や線区、方法などの具体的な内容は示されていません。
社員は不安は日々高まり早急な解明が必要であるとの認識から新潟地本は、12月25日に申12号・新潟支社におけるワンマン運転の拡大に関する第2次申し入れを提出しました。

■申12号・申し入れ項目
1. 新潟支社においてワンマン運転を拡大しない線区及び理由を明らかにすること。

■申18号申し入れ項目
1. 現行のライフサイクルにより同一箇所、同一担務で10年以上経過している社員(営業職、輸送職、車掌、運転士)に対する評価について明らかにすること。

店舗廃止に伴い駅営業に移行する業務を質すと支社側は、ビジネスえきねつとのカセット交換、団体乗車券の発券などであり、勉強会の開催、マニュアル作成を現場と調整して回答しました。

■申18号
新たな「ジョブローテーション」の実施に対し
疑問点の解消を求めて第六次の申し入れ
中央本部は「新たなジョブローテーションの実施」について昨年3月に提案を受けて以降、5次にわたる団体交渉を重ねてきた。
経営側は、人事運用は任用の基準としながらも、社員一人ひとりが主体的にさまざまな経験を可能とし、将来像が描けるよう「夢や希望を実現する」としています。
しかし、今日段階においても組合員が将来像を描く上で具体的にすべき疑問が多岐にわたって現存していることから、中央本部は1月10日、申18号として変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第六次申し入れを提出しました。



2. 社員が描く「夢や希望」と担務変更の需給における人事運用の考え方を明らかにすること。
3. 新幹線乗務員公募制異動と公募制異動(エリア)の考え方の違いについて明らかにすること。
4. 運転士、車掌の指導担当は主務職に限定しているのか明らかにすること。
5. 運転士、車掌以外から指導担当への担務変更はあるのか明らかにすること。
6. 新幹線運転士(新規)の免許取得に関わる学科講習期間及び学科講習内容を明らかにすること。
7. 新幹線運転士(新規)の免許取得に関わる技能講習期間及び技能講習内容を明らかにすること。
8. 車掌経験の無い社員が新幹線車掌になった場合の研修期間及び研修内容を明らかにすること。
9. 車掌経験の無い社員が新幹線車掌になった場合の見習い期間を明らかにすること。

ほか計12項目